## 令和元年9月以降に債権差押命令申立てをされる方へ (郵便料金改定に伴う予納郵便切手についてのお願い)

東京地方裁判所民事第21部(債権執行)

郵便料金が令和元年10月1日より改定されるため、予納郵便切手が変わります。 債権差押命令申立てが9月中にされた場合であっても、各種書類の発送が10月1 日以降となり、新しい郵便料金がかかることがありますので、9月以降に申立てをする場合には、次のとおりに、郵便切手を提出していただくようご協力ください。

## 1 令和元年9月中に申立てをする場合

申立ての種類	予 納 郵 便 切 手									
	500円	100円	82円	30円	10円	5円	2円	1円	合計	
債権・その他財産権 差押命令	5 枚	1 枚	5 枚	5 枚	5 枚	10 枚	10 枚	5 枚	3285円	
債務者が1名増すごと の加算基準	2 枚	1 枚	1 枚	1 枚	1 枚	10 枚	11 枚	1 枚	1295円	
第三債務者が1名増す ごとの加算基準(陳述 催告あり)	3 枚	2 枚	2 枚	2 枚	2 枚	10 枚	12 枚	2 枚	2020円	

## 2 令和元年10月以降に申立てをする場合

申立ての種類	予納郵便切手									
	500円	100円	84円	20円	10円	5円	2円	合計		
債権・その他財産権 差押命令	5 枚	4 枚	5 枚	5 枚	5 枚	3 枚	5 枚	3495円		
債務者が1名増すごと の加算基準	2 枚	1 枚	1 枚	2 枚	1 枚	1 枚		1239円		
第三債務者が1名増す ごとの加算基準(陳述 催告あり)	3 枚	2 枚	2 枚	2 枚	2 枚	2 枚	2 枚	1942円		

※82円切手が84円切手に、30円切手が20円切手になります。ご注意ください。

なお,裁判所に申立書が届く日(申立日)が9月中になるか,10月以降になるか ご不明の場合には,上記1の郵便切手を提出してください。